

モンテネグロ，欧州特許条約の拡張協定国へ

2010年1月15日

JETRO テュッセルトールセンター

欧州特許庁（EPO）は，1月13日，モンテネグロとの拡張協定が3月1日から発効する旨，プレスリリースを行った。2009年2月にEPOとモンテネグロの間で合意されたもので，3月1日以降に出願された欧州特許においてモンテネグロを指定することが可能になる。また，モンテネグロにおいては，当該国を指定した欧州特許出願によって付与された権利の効力は，当該国の特許の効力と同等のものとして認められる。

モンテネグロが2006年6月3日に独立する以前は，2004年11月1日からセルビア・モンテネグロが拡張協定国となっていたが，当該拡張協定はセルビアに継承されたため，独立後のモンテネグロに対しては欧州特許の効力を及ぼすことができなかった。

なお，これにより欧州特許条約（EPC）の加盟国は36カ国，拡張国は4カ国（アルバニア，ボスニア・ヘルツェゴヴィナ，セルビア，モンテネグロ）となる。

— EPOのプレスリリースは，以下参照 —

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/journal/informationEPO/archive/20100112.html>

— 現在のEPCの加盟国と拡張協定国のリストは，以下参照 —

<http://www.epo.org/about-us/epo/member-states.html>

(以上)